

不動産を相続したら、 「登記」する義務があります



ポイント
1

相続したことを知った日から **3年以内** に必ず登記

※ 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が課される可能性があります



「トウキツネ」

ポイント
2

義務化前(令和6年4月1日より前)に相続したことを知った不動産は **令和9年3月31日まで** に必ず登記



「シラナカッタヌキ」

相続登記の申請手続きとは

- ①戸籍等の取り寄せ ②遺産分割協議書の作成 ③登記申請書の作成
④登記所への提出 ⑤書類の訂正・追加提出の対応 ⑥登記完了証等の受領等々



方法1

司法書士等の
専門家に依頼



※ 相続登記は取り寄せる書類や作成する書類が多く、**非常に複雑**であるため、司法書士に依頼する方が多いです。

相続登記相談特設サイト（日本司法書士会連合会）
フリーダイヤル 0120-13-7832



岐阜県司法書士会
総合相談センター(無料)



司法書士を探す 🔍

方法2（お時間のある方向け）

ご自身で手続き

※ 法務局に**複数回**ご自身が(原則)お越しいただく必要があります。



法務省HP
不動産を
相続した方へ

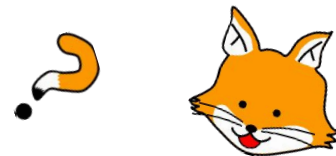


対面・電話・ウェブ
による手続き案内
(完全予約制)

- ・手続き案内は**1回当たり20分以内**です。
- ・申請書類の事前審査はできません。申請書類の受付後に、登記官が審査を行います。

不動産の所有者
の

住所・名前の変更登記 はお済みですか



住所・名前の変更登記が 義務化されました！

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、**令和8年4月1日から** 不動産の所有者の住所や氏名・名称の変更登記が義務化されました。
- ・ **個人も法人も**、変更の日から **2年以内**に 登記をしていただく必要があります。
- ・ 令和8年4月1日より前に住所等を変更した場合は、**令和10年3月31日まで** に変更登記をしていただく必要があります。

「スマート変更登記」でらくらく安心！

かんたん・無料の手続きをしていただければ、その後は法務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。

詳しくはこちら



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

法定相続情報一覧図を 無料で交付します！

法定相続情報証明制度

